「放射線防護の基本的考え方の整理 -放射線審議会における対応-」 の更新のポイント案について

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 放射線防護企画課

令和3年6月23日

「放射線防護の基本的考え方の整理」(「基本的考え方」)について

「基本的考え方」の更新について、これまでの放射線審議会で了解 された事項

①クリアランスの考え方の反映

「基本的考え方」にクリアランスの考え方が含まれていないことから、クリアランスに係る記述を反映する (第149回総会)

② ICRP勧告「大規模原子力事故における人と環境の放射線防護 (Pub.146) 」の反映

「基本的考え方」のなかで、現存被ばく状況の参考レベルに係る記載について、引用しているICRP勧告Pub.111から最新の勧告であるPub.146にかけて更新されている事項を踏まえて追記・修正する

(第152回総会)

③2007年勧告で示されている個人関連、線源関連の整理 RI法関係告示改正に係る諮問の審議における指摘により、線源関連、個人関連の考え方を「基本的考え方」のなかで整理する (第152回総会)

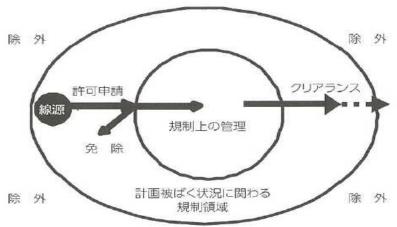
クリアランスの考え方の反映:これまでいただいた御意見

- ○基本的考え方にクリアランスについての項目の反映
 - ▶ 基本的考え方に、クリアランスについての記載が 抜けているので、追記すべき。
 - (吉田委員、横山委員(第149回総会))
 - ▶ クリアランスというのは、事業者側からすると便利な数値になりがちであるため、どういう背景と、どのような意味があるのかということについて、きちんと共通認識を持っておくべき。

(甲斐会長(第149回総会))

クリアランスの考え方の反映: 更新のポイント案

- ○クリアランスの考え方について、免除の考え方と同様 に、以下の趣旨を踏まえた記載としてはどうか。
 - ➤ これまで規制の範囲内にあった線源について、わずかな被ばくを避けるために多大な資源を投入することはALARAの原則になじまないことから、一定の基準値を満たす場合には、規制の管理から外すプロセス



(参考図)免除、除外及びクリアランスの関係 (ICRP勧告Pub.104より引用)

Pub.146の反映:これまでいただいた御意見

- 〇事故後の時間軸に沿った防護の考え方(初期段階・中期段階・長期段階)の反映
 - ➤ 福島のことも大事にしつつも、万が一の事故発生に備えて、初期段階とか中期段階において明確にしておくべきところについて、早めに発信をしていくべき。 (高田千恵委員(第152回総会))

Pub.146の反映:これまでいただいた御意見

〇倫理的価値の反映

➤ 倫理的な考え方というのを反映していくべき。倫理的な考え方の基本となるところになるPub.138は、理念的なところが強いので、Pub.146に記載されている実用的な内容を反映すべき。

(吉田委員、小田委員(第152回総会))

- ➤ Pub.138は非常によい内容である。10年、20年変わらないベースラインが入っていると思うので、反映するべき。実用的な内容については、別章立てで入れていくと一番やりやすいのではないか。
 - (大野委員(第152回総会))

Pub.146の反映: 更新のポイント案

- ○Pub.146で更新のあった以下の項目について、反映 するか否かを検討してはどうか。
 - > 初期段階、中期段階、長期段階
 - ▶ 参考レベルについての記載
- ○倫理的価値については、今後御議論いただいたうえで、基本的考え方への具体的な反映の仕方について 検討してはどうか。

個人関連、線源関連の整理: これまでいただいた御意見

- 〇線源関連・個人関連の考え方の明確化
 - ≫ 線源関連、または個人関連という考え方が整理されてきたのは2007年以降であり、この条文が作られた当時では、まだそこまで整理されていなかったであろう。今後、「基本的考え方」で、考え方を整理していくべき。(甲斐会長(第152回総会))

個人関連、線源関連の整理: 更新のポイント案

- ○施設の性能に対する規制と、個人の被ばくに対する規制の区別を明確にするために、以下の趣旨を反映した記載としてはどうか。
 - ▶ 放射線に対する施設の性能を評価するための線量 基準は、対象となる施設由来の放射線による線量を 対象とすべき。
 - ▶ 個人の被ばくに対する線量基準は、計画被ばく状況における全ての線源に由来する放射線により個人が受ける線量を対象とすべき。